

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の14



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 1
- 鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 2
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 2

告 示

- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 3
- 総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正（※）（会計課取扱い） 4
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正（※）（会計課取扱い） 4

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第25号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「 | 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料 | 」を

「 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料 認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料 登録特定行為事業者登録申請手数料 認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料 」	に，
---	----

「 建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料 」	を
-----------------------------------	---

「 建築物の敷地等と道路との関係の建築特例許可申請手数料 」	に，
------------------------------------	----

鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）第7条	入学検定料	を
---------------------------------------	-------	---

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭	第10条	入学者選抜手数料	に
	第11条	入学検定料	

和32年鹿児島県条
例第17号)

改める。

別記第 8 号様式備考 2 中 「 $\frac{3.15}{100}$ 」 を 「 $\frac{3.24}{100}$ 」 に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第26号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第 5 項中「105分の100」を「108分の100」に改める。

第39条第 1 項及び第 2 項並びに第44条第 2 項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

別記第 2 号様式中「100/105」を「100/108」に改める。

別記第 3 号様式中「105分の100」を「108分の100」に改める。

別記第 4 号様式中「100/105」を「100/108」に改める。

別記第 5 号様式 7 の項中「100分の 5」を「100分の 8」に、「105分の100」を「108分の100」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県契約規則第39条第 1 項及び第 2 項並びに第44条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約(同日前に締結された契約を変更する契約を含む。)について適用する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第27号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第47条第 6 項中「及び母子・寡婦福祉資金償還金」を「母子・寡婦福祉資金償還金並びに高等学校の授業料及び受講料」に改める。

第68条第 3 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

別表第 1 本庁の表雇用労政課の項を削る。

別表第 1 収支かいの表大島支庁徳之島事務所の項中「庶務を担当する主幹」を「課長補佐」に改め、同表工業技術センターの項を次のように改める。

工業技術センター	出納員	庶務を担当する課長
----------	-----	-----------

別表第 1 収支かいの表バイオテクノロジー研究所の項を削り、同表高山高等学校の項の次に次のように加える。

楠隼高等学校	出納員	事務長
--------	-----	-----

別表第 1 物品出納員を設置するかい以外の出先機関の表に次のように加える。

楠隼中学校	物品出納員	
-------	-------	--

別表第 2 中 「農業開発総合センター徳之島支場
バイオテクノロジー研究所」 を 「農業開発総合センター徳之島支場」 に改める。

別表第3及び別表第4に次のように加える。

楠隼高等学校	楠隼中学校
--------	-------

別記第19号様式その1（裏），その2（裏），その3（裏）及びその4（裏）中「宮崎太陽銀行」の次に「，三井住友信託銀行」を加え，「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き，出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め，「三井住友信託銀行，」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，平成26年4月1日から施行する。ただし，別表第1収支かいの表大島支庁徳之島事務所の項の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 知事は，改正前の鹿児島県会計規則第3条の規定によりバイオテクノロジー研究所の長に委任した事務のうち，平成25年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については，改正後の鹿児島県会計規則第3条の規定にかかわらず，農業開発総合センター大隅支場の長に委任したものとする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第364号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

- 第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び出納員等」を削る。

第6条第2項中「及び母子・寡婦福祉資金償還金」を「，母子・寡婦福祉資金償還金並びに高等学校の授業料及び受講料」に改める。

別表金融機関公印の項中「かい書」を「楷書」に改め，同表出納済印の項(3)中「及び出納員等」を削る。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

- 第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「，会計管理者及び出納員等」を「及び会計管理者」に改める。

第5条第2項中「及び母子・寡婦福祉資金償還金」を「，母子・寡婦福祉資金償還金並びに高等学校の授業料及び受講料」に改める。

第11条第1項第2号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め，同項第3号中「請求データ」を「当該隔地払に係るデータ」に改める。

別表の1の項中「かい書」を「楷書」に改め，同表の2の項(3)中「，会計管理者及び出納員等」を「及び会計管理者」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

- 第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「，会計管理者及び出納員等」を「及び会計管理者」に改める。

第6条第2項中「及び母子・寡婦福祉資金償還金」を「，母子・寡婦福祉資金償還金並びに高等学校の授業料及び受講料」に改める。

第7条中「（県収納金口）」を削り，同条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、南日本銀行の鹿児島市内の店舗及び県外の店舗にあつては、当該収納代理金融機関の収納取りまとめ店において県の別段預金口座により整理することができる。

別表の1の項中「かい書」を「楷書」に改め、同表の2の項(3)中「、会計管理者及び出納員等」を「及び会計管理者」に改める。

(鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部改正)

第4条 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島県告示第481号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び知的障害者保護措置費負担金」を「並びに高等学校の授業料及び受講料（いずれも科目履修生に係るものを除く。以下同じ。）」に改める。

第4条第2項中「かかわらず」の次に「、高等学校の授業料及び受講料については口座振替収納（公金を郵便貯金銀行が取り扱う自動払込みにより収納する方法をいう。第8条第3項において同じ。）によることができ」を加え、「つては、」を「つては」に改める。

第8条第3項中「ほか、」の次に「高等学校の授業料及び受講料の口座振替収納並びに」を加える。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

鹿児島県告示第365号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3の(1)の表三井住友信託銀行株式会社の項中「県内に所在する支店」を「国内に所在する本店並びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所」に改め、同表みずほ信託銀行株式会社の項中「同上」を「県内に所在する支店」に改める。

鹿児島県告示第366号

平成19年9月28日鹿児島県告示第1470号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

「1 県税（マルチペイメントネットワークを利用する方法により収納するものを除く。）、母子・寡婦福祉資金償還金、児童保護措置費負担金及び知的障害者保護措置費負担金」を「1 県税（マルチペイメントネットワークを利用する方法により収納するものを除く。）、母子・寡婦福祉資金償還金、児童保護措置費負担金並びに高等学校の授業料及び受講料（自動払込みの方法により収納するものを除く。）」に改める。

1(2)中「及び知的障害者保護措置費負担金」を「並びに高等学校の授業料及び受講料（いずれも科目履修生に係るものを除く。2(2)において同じ。）」に改める。

2を3とし、1の次に次のように加える。

2 高等学校の授業料及び受講料（自動払込みの方法により収納するものに限る。）

(1) 収納代理金融機関の名称及び取扱店舗

名 称	株式会社ゆうちょ銀行
取扱店舗	国内に所在する本店、支店、出張所及び貯金事務センター

(2) 取扱事務の範囲

指定金融機関の取り扱う公金（高等学校の授業料及び受講料（出納員等からの払込みに係るものを除く。）に限る。）の自動払込みの方法による収納事務